

事務連絡
令和8年9月1日

各関係団体代表者 殿

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

再エネ賦課金減免制度の活用と申請期限について

平素より、再エネルギー政策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

電力多消費事業者の国際競争力の維持・強化の観点から、一定の基準を満たす事業所については、経済産業大臣の認定を受けることにより、再エネ賦課金の減免措置の適用を受けることができます。

2026年度申請分（2027年度適用分）の賦課金減免制度の申請については、2026年11月1日（日）より受付を開始し、11月30日（月）が締め切りとなっているところ、周知させていただきます。

なお、申請の受付は11月1日（日）より開始しますが、申請システムへの入力は10月1日（木）頃から可能になる予定ですのでご活用いただけますと幸いです。

記

貴団体傘下の会員企業宛てに以下の2点の依頼事項を周知願います。

■賦課金減免制度の申請期限のご案内（申請締切）

2026(令和8)年度申請分（2027(令和9)年度適用分）の申請期間は、

【2026(令和8)年11月1日(日)～2026(令和8)年11月30日(月)23:59まで】

です。期間終了後は一切申請を受け付けることはできませんので、期限を厳守してください。

■再エネ賦課金減免制度の要件見直しについて

再エネ賦課金の減免制度については、省エネルギー政策の強化等の動向や関係審議会（※）における検討結果を踏まえ、減免認定を受けるための要件について、2024(令和6)年度申請分（2025(令和7)年度適用分）の減免制度より、見直しを行っています。

（※） https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/066.html

主な変更点

- (1) 認定基準 1. 原単位（電気使用量（kWh）/売上高（千円））の基準値の精緻化
- ・2024 年度申請分より、製造業の原単位平均値について、より精緻に実態を反映するため、0.01 刻みの数値とすることとしました。2027 年度適用分減免認定申請において、基準値は 4.72 です。
- (2) 認定基準 4-⑤. の追加
- ・2024 年度申請分より、原単位の改善のための取組に関する状況を公表することが認定基準 4-⑤. に追加されています。本認定基準には対応期限があるため、必ず「よくある質問」Q83～Q89 をご確認ください。

申請の際は、以下の制度概要 HP 及び概要資料、FAQ をご確認ください。2026(令和 8)年度申請分（2027(令和 9)年度適用分）の減免制度における申請要件を必ずご確認ください。

〔制度概要 HP〕

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html

〔概要資料〕

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf

〔FAQ〕

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_faq.pdf

※ ファイルが以前の内容で表示されてしまう可能性があります。必ずキャッシュをクリアして閲覧ください。

本件のお問合せ先

◆減免申請に係る申請全般について

減免認定申請ヘルプデスク

設置期間：2026 年 9 月 1 日（火）～2027 年 1 月 15 日（金）

お問合せフォーム：<https://www.fit-genmen.go.jp/genmen/ds001/entry>

電話：050-8896-5659（平日 9:20～17:20）※通話料がかかります

◆減免申請の要件に係るご相談について

以下の各地方経済産業局窓口一覧をご確認の上、ご連絡ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kaisei/gen_gaiyou.pdf#page=12

以 上